

## 魚津市公告第3号

### 都市計画の変更案の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、魚津市に意見書を提出することができる。

令和8年1月7日

魚津市長 村椿 晃

#### 1 都市計画の種類

魚津都市計画用途地域

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 該当なし
- (2) 削除する部分 該当なし

(3) 変更する部分 魚津市釈迦堂一丁目、魚津市駅前新町、魚津市北鬼江大沢、魚津市北鬼江稻作、魚津市高畠大坪、魚津市北中三枚田、魚津市北鬼江中村の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

#### 3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年1月8日（木）から令和8年1月21日（水）まで
- (2) 場所 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市産業建設部  
都市計画課

（「別紙図面」は、省略し、3の（2）に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）